

寄稿2

米国におけるコンピュータプログラムの法的保護 — 特許法と著作権法に関する判決を中心に —

特許審査第四部電子商取引 審査官 田内 幸治

抄録

本稿では、米国特許法と米国著作権法に関する重要判決のうち、コンピュータプログラムに関連するものを紹介します。具体的には、特許法については、シグナル(signal)の特許対象性、明細書の記載に関する要件、コンピュータプログラムの輸出と特許侵害という3つのトピックを取り上げます。また、著作権法については、コンピュータプログラムの形式・種類と著作権、コンピュータプログラムの非言語的要素と著作権侵害、リバースエンジニアリングとフェアユースという3つのトピックを取り上げます。

1. はじめに

筆者は、現在、米国ワシントン大学ロースクールにて特許制度をはじめとする知的財産権制度について研究を行っています。シアトルにはICT企業が集結しており、米国におけるコンピュータプログラムの法的保護について学ぶ機会にも恵まれました。御存知の通り、米国は判例法主義の国であり、法的拘束力を持つ先例を理解する意味でも、判決を学ぶことは重要です。

コンピュータプログラムは様々な法的保護領域や法的問題に関係しています。たとえば、コンピュータプログラムの機能と特許権、コンピュータプログラムのコード表現と著作権、コンピュータプログラムの使用場所と属地主義の問題等、様々な観点が挙げられます。このため、全てのトピックを完全に網羅することは不可能であるものの、ICT先進国である米国の法制度や裁判所の判断について学ぶことは、コンピュータプログラムにまつわる複雑な法的問題を考えるうえで、非常に有益です。

本稿では、米国特許法と米国著作権法に関する重要判決のうち、コンピュータプログラムに関連するものを取り上げて紹介します。基礎的な内容ではありますが、コンピュータプログラムに係る法的問題に対する米国裁判所の判断について考える良い機会にさせていただくとともに、米国にお

けるコンピュータプログラムの法的保護についてその理解の一助としていただければ幸いです。

なお、本稿における見解はあくまで筆者個人のものであり、特許庁の見解ではないことに御留意ください。また、分かりやすさを念頭において判決の概略を説明していますので、判決の詳細等につきましては、原文を適宜御参照ください。

2. 立法根拠

具体的な判決について見ていく前に、まずは米国特許法(以下、単に特許法¹⁾)と米国著作権法(以下、単に著作権法²⁾)の立法根拠について確認しておきます。米国憲法第1編第8節には連邦議会の権限が定められています³⁾。ここでは、米国憲法第1編第8節第8項を見てみます。

【米国憲法第1編第8節第8項】

*To promote the progress of science and useful arts, by securing for limited times to authors and inventors the exclusive right to their respective writings and discoveries;*⁴⁾

この条文では、著作物(writings)や発見(discoveries)に対する独占権を一定期間付与する権限について規定され

1) 本稿では、特段断りがない限り、米国特許法を単に特許法と表記します。

2) 本稿では、特段断りがない限り、米国著作権法を単に著作権法と表記します。

3) 米国憲法第1編第8節。

4) 米国憲法第1編第8節第8項。

ており、これが特許法及び著作権法の立法根拠とされています⁵⁾。憲法に立法根拠が存在することから見ても、特許権や著作権は米国にとって非常に重要な権利と考えられるのではないのでしょうか。

3. コンピュータプログラムと特許法

(1) シグナル (signal) の特許対象性

(a) 特許法第 101 条

特許法第 101 条は、特許対象について規定しています。

【特許法第 101 条】

Whoever invents or discovers any new and useful process, machine, manufacture, or composition of matter, or any new and useful improvement thereof, may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title.⁶⁾

この条文から、特許の対象になるものとして、プロセス (process)、機械 (machine)、製造物 (manufacture)、組成物 (composition of matter)、又はそれについての改良 (improvement thereof) と規定されていることがわかります。特許対象性に関する判決はこれまでに数多く示されており、コンピュータプログラム関連発明についても、たとえばダイヤモンド対ディア連邦最高裁判所判決⁷⁾等、多くの有名判決が知られています。

本稿では、シグナル (signal)⁸⁾ に係るクレームについての特許対象性を否定したノウテン (Nuijten) 連邦巡回区控訴裁判所判決 (以下、ノウテン判決)⁹⁾ を取り上げます。ノウテンのシグナル (signal) に係るクレームはなぜ特許対象に該当しないと結論付けられたのでしょうか。

(b) 概要

ノウテンは、シグナル (signal) に透かしを埋め込むことにより発生する歪みを抑制する技術について、特許出願をしました。音楽出版社等にとって、透かし技術は違法コピーに対抗するために有用ですが、透かしを埋め込むこと

でシグナル (signal) に歪みが発生してしまうという問題が存在します。ノウテンの技術は、透かしの埋め込まれたシグナル (signal) をさらに修正することで歪みを抑制し、この問題を改善します。

ノウテンによるこの特許出願について、シグナル (signal) に係るクレームの特許対象性が問題となりました。

【クレーム 14】

A signal with embedded supplemental data, the signal being encoded in accordance with a given encoding process and selected samples of the signal representing the supplemental data, and at least one of the samples preceding the selected samples is different from the sample corresponding to the given encoding process.¹⁰⁾

米国特許商標庁 (以下、USPTO) の審査官は、シグナル (signal) に係るクレーム (クレーム 14 等) について、特許法第 101 条で規定される特許対象とは認めませんでした。特許審判・インターフェアレンス部 (Board of Patent Appeals and Interferences) も、このシグナル (signal) に係るクレームについて特許対象性を否定した審査官の判断部分については支持¹¹⁾したため、ノウテンは上訴しました。

(c) ノウテン判決 (CAFC, 2007 年)

連邦巡回区控訴裁判所 (以下、CAFC) は、ノウテンの特許出願のうちシグナル (signal) に係るクレームについての特許対象性を否定しました¹²⁾。CAFC は、まず、ノウテンのシグナル (signal) に係るクレームは、情報を運ぶようなシグナルの伝達であって、たとえば光ファイバケーブルを通じた光パルス等、物理的だが一時的な形態であるシグナル (signal) の伝達を含んでいる点について触れ、そして、そのようなクレームは、特許法第 101 条で規定された各カテゴリー (プロセス (process)、機械 (machine)、製造物 (manufacture)、組成物 (composition of matter)) のいずれにも該当しないとしました¹³⁾。

具体的には、まず、「プロセス (process)」について、CAFC は、過去の判決を引用しながら、第 101 条の「プロ

5) 参考文献として、1-1 Nimmer on Copyright § 1.02, 及び、1-OV Chisum on Patents 2 を参照。

6) 特許法第 101 条。

7) Diamond v. Diehr, 450 U.S. 175 (1981) .

8) "signal" の日本語訳として「信号」が挙げられますが、ノウテン判決では "signal" という英単語についての特許対象性が問題となっているため、本稿では、「シグナル (signal)」という表記 (カタカナと英語の併記) にしています。

9) In re Nuijten, 500 F.3d 1346 (Fed. Cir. 2007) .

10) 同上・1351 頁 (ノウテン判決 1351 頁より抜粋。下線は筆者加筆)。

11) 同上・1351-1352 頁 (なお、USPTO の審査官は、記録媒体クレーム (クレーム 15) についても特許対象性を否定しましたが、特許審判・インターフェアレンス部では、クレーム 15 に記載された記録媒体は特許法第 101 条で規定された「製造物 (manufacture)」に該当するとしました。また、USPTO の審査官は、自明性タイプのダブルパテント違反 (obvious-type double patenting) も指摘していましたが、この点についても、特許審判・インターフェアレンス部は支持しませんでした)。

12) 同上・1352-1357 頁。

13) 同上。

セス (process) はアクション (action) を要求するものとなりました¹⁴⁾。そして、シグナル (signal) に係るクレーム 14 は、何らアクション (action) が含まれていないことから、「プロセス (process)」のカテゴリーには該当しないとしました¹⁵⁾。

次に、「機械 (machine)」について、CAFC は、過去の判決を引用しながら、「機械 (machine)」とは、具体的なものであって、部品、又は、ある種の装置及びその組み合わせから構成されるものであること、及び、ある機能を実行して特定の効果や結果を生み出すための、いかなる機械的装置、又は、機械力と機械的装置のいかなる組み合わせも含むものであることを示しました¹⁶⁾。そして、電氣的又は電磁的变化による一時的なシグナル (signal) は、機械的な意味での装置や部品ではないこと、及び、物理的で実在のものではあるものの、このような「機械 (machine)」の定義の意味における具体的な構造を有するものではないことを、CAFC は指摘しました¹⁷⁾。以上から、CAFC は、電磁的に伝搬するシグナル (signal) が特許法第 101 条上の「機械 (machine)」には該当しないとしました¹⁸⁾。

また、CAFC は、「製造物 (manufacture)」について、クレームに係るシグナル (signal) は、人工的な手段によってエンコード、生成及び送信されるという点で、人間が作り出したものであるものの、人工的であるということ (artificiality) だけで「製造物 (manufacture)」と解するには不十分であるとししました¹⁹⁾。さらに、CAFC は、過去の判決を引用しながら、「製造する (manufacture)」(動詞の形態) とは、原料又は用意された材料に、人手又は機械により新たな形態や品質、特性あるいはこれらの組み合わせを与えることにより、使用するための物 (articles) を生産することを意味すること、及び、ここでいう物 (articles) とは有体の物又は商品を指すことを、それぞれ示しました²⁰⁾。そして、CAFC は、一時的な電氣的又は電磁的送信はこの定義における有体の物又は商品には該当しないことを指摘した後、クレームに係るシグナル (signal) は、先の定義に沿うような意味での有体の物又は商品には該当せ

ず、したがって、特許法第 101 条の規定する「製造物 (manufacture)」には当たらないとしました²¹⁾。

そして、「組成物 (composition of matter)」について、CAFC は、ナウテンがこのカテゴリーについては特許審判・インターフェアレンス部の結論に対して主張をしていないことを指摘するとともに、チャクラバティ連邦最高裁判決²²⁾を引用して、「組成物 (composition of matter)」とは、2つ以上の物からなる組成物や混合物であって、化学結合や機械的混合の結果物であったり、また、気体や液体、粉体や固体であったりすることを示しました²³⁾。そして、CAFC によれば、電磁界変化等を含むシグナル (signal) は、化学結合ではなく、気体や液体、粉体や固体でもないため、「組成物 (composition of matter)」には該当しないとしました²⁴⁾。

以上により、CAFC は、ナウテンのシグナル (signal) に係るクレームは特許法第 101 条で規定するいずれのカテゴリーにも該当せず、したがって、特許対象ではないと結論付けました²⁵⁾。

(d) 所感

CAFC がナウテンのシグナル (signal) に係るクレームについて特許対象性の判断を示した重要なケースといえるでしょう。本判決は、特許法第 101 条が定める特許対象性を有する発明の各カテゴリーについて、それらの定義を過去の判決に基づいて確認しながら、ナウテンのシグナル (signal) に係るクレームが各カテゴリーに該当するの可否か判断を行い、最終的にその特許対象性を否定しました²⁶⁾。

なお、リン (Linn) 判事は、一部同意・一部反対意見を書いています²⁷⁾。リン判事の意見によれば、チャクラバティ連邦最高裁判決²⁸⁾を引用しながら、特許法は広いスコープで解釈されるものである等とし、ナウテンのシグナル (signal) に係るクレームは、特許法第 101 条で定める「製造物 (manufacture)」のカテゴリーに該当するため、特許対象であると述べています²⁹⁾。

本判決における考察の観点として、シグナル (signal) とは一体何を指すのか、特許法第 101 条に規定される「製造

14) Nuijten・前掲注 (9) 1355頁。

15) 同上。

16) 同上。

17) 同上。

18) 同上・1355-1356頁。

19) 同上・1356頁。

20) 同上・1356-1357頁。

21) 同上。

22) Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S. 303 (1980) .

23) Nuijten・前掲注 (9) 1357頁。

24) 同上。

25) 同上。

26) 同上・1352-1357頁。

27) 同上・1358-1369頁。

28) Chakrabarty・前掲注 (22)。

29) Nuijten・前掲注 (9) 1358-1369頁。

物 (manufacture)」の解釈は妥当であるのか等といった点が挙げられます。また、シグナル (signal) に係る発明が特許法上保護されるか否かについては、その各国比較も興味深いところ です³⁰⁾。

(2) 明細書の記載に関する要件

(a) 特許法第 112 条第 (a) 項

特許法第 112 条第 (a) 項には、明細書の記載に関する要件 (発明の記述要件, 実施可能要件, ベストモード要件) が定められています³¹⁾。コンピュータプログラム関連発明においても、クレームが明細書にサポートされているか等、明細書の記載に関する要件が問題となることがあります。

【特許法第 112 条第 (a) 項】

(a) *IN GENERAL.-The specification shall contain a written description of the invention, and of the manner and process of making and using it, in such full, clear, concise, and exact terms as to enable any person skilled in the art to which it pertains, or with which it is most nearly connected, to make and use the same, and shall set forth the best mode contemplated by the inventor or joint inventor of carrying out the invention.*³²⁾

本稿では、コンピュータプログラム関連発明において特許法第 112 条第 1 パラグラフ違反³³⁾を示したリザードテック (LizardTech) 対アースリソースマッピング (Earth Resource Mapping) CAFC 判決 (以下、リザードテック判決)³⁴⁾を取り上げます。本判決では、特許権非侵害との判断に加えて特許法第 112 条違反により特許無効との判断が示されました³⁵⁾。なお、本稿では、特許法第 112 条違反の判断部分についてのみを取り上げます。

(b) 概要

5,710,835 特許 (以下、'835 特許) は画像処理圧縮技術に

関するものです。従来、情報をできるだけ失わないように画像圧縮する手法の 1 つとして、離散ウェーブレット変換 (Discrete Wavelet Transform) (以下、DWT) が知られていましたが、画像境界部分の処理について問題がありました。'835 特許はこの問題を改善するものです。

リザードテックは、アースリソースマッピングのコンピュータプログラムが'835 特許を侵害しているとして提訴しました。ワシントン州西地区連邦地方裁判所は、アースリソースマッピングによる'835 特許非侵害の略式判決 (summary judgment) の申立てを認めましたが、CAFC は、連邦地裁によるクレーム解釈を覆し、連邦地裁に差し戻しました。差し戻し後の連邦地裁では、被告の'835 特許非侵害が認定されるとともに、'835 特許のクレーム 21 は自明 (obvious) であるため無効であり³⁶⁾、さらに、'835 特許のクレーム 21 及びその従属クレームは特許法第 112 条に違反しているため無効と判断しました。これに対して、リザードテックは控訴しました。

(c) リザードテック判決 (CAFC, 2005 年)

CAFC は、'835 特許が特許法第 112 条違反により無効であるとしたワシントン州西地区連邦地方裁判所の判断を支持しました³⁷⁾。CAFC によれば、問題となった'835 特許のクレーム 21 はクレーム 1 とほぼ同じであり、異なる部分としては、クレーム 1 には DWT がシームレス (seamless) であると記載されているのに対してクレーム 21 には DWT がシームレスであるとは記載されていなかった点、及び、クレーム 1 に記載されている 2 つの限定要素³⁸⁾がクレーム 21 には記載されていなかった点でした³⁹⁾。

そのため、まず、クレーム 21 に記載されている DWT がシームレスな DWT を意味するのかそれともシームレスではない DWT (non-seamless DWT) をも含むのかという点が、争点となりました⁴⁰⁾。CAFC は、ワシントン州西地区連邦地方裁判所の解釈を否定し、クレーム 21 における DWT は、シームレスという表現がクレーム 21 に記載されていないものの、シームレスな DWT を意味すると解釈し

30) 社団法人日本国際知的財産保護協会『平成 21 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護の在り方に関する調査研究報告書』(2010) 11 頁参照、特許庁ウェブサイト <http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h21_report_01.pdf> (2012 年 11 月 12 日最終アクセス)。

31) 特許法第 112 条第 (a) 項。参考文献として、3-7 Chisum on Patents § 7.01 を参照。

32) 特許法第 112 条第 (a) 項。

33) 2011 年のアメリカ発明法 (America Invents Act : AIA) に基づく特許法改正に伴い、旧第 112 条第 1 パラグラフが現在の特許法第 112 条第 (a) 項となりました。条文の実体的内容は基本的にほぼ同じですが、参考までに、旧第 112 条第 1 パラグラフは以下の通りです。

The specification shall contain a written description of the invention, and of the manner and process of making and using it, in such full, clear, concise, and exact terms as to enable any person skilled in the art to which it pertains, or with which it is most nearly connected, to make and use the same, and shall set forth the best mode contemplated by the inventor of carrying out his invention.

34) LizardTech, Inc. v. Earth Res. Mapping, Inc., 424 F.3d 1336 (Fed. Cir. 2005) .

35) 同上・1343, 1346-1347 頁。

36) ワシントン州西地区連邦地方裁判所は、特許法第 103 条 (非自明性) 違反により'835 特許が無効であるともしました。

37) LizardTech・前掲注 (34) 1346-1347 頁。

38) 2 つの限定要素は“maintaining updated sums”及び“periodically compressing said sums”です。

39) LizardTech・前掲注 (34) 1343 頁。

40) 同上・1343-1344 頁。

ました⁴¹⁾。

この解釈の根拠として、CAFCは、明細書と審査経過 (prosecution history) を挙げました⁴²⁾。明細書について、CAFCは、従来のDWTベースの処理では画像の境界処理に問題が発生すること、及び、シームレスなDWTベースの圧縮処理を行う本件発明が明細書に開示されており、明細書全般に渡ってこのDWTベースの圧縮プロセスはシームレスなものとされていることを指摘しました⁴³⁾。次に、審査経過について、CAFCは、審査経過によれば、代理人弁護士が、クレーム1や21等が自明ではないとする主張において、クレームがシームレスなDWTを採用していることを主張しており、また、審査官も、特許許可の理由としてクレーム1や21等が画像に対するシームレスなDWTを形成することを挙げていることから、当業者であれば、クレーム21を画像に対するシームレスなDWT処理と理解するであろうとしました⁴⁴⁾。

したがって、CAFCは、シームレスという限定はクレーム21に記載されていないものの、クレーム21におけるDWTの解釈をシームレスなDWTとしました⁴⁵⁾。

次に、CAFCは、シームレスなDWTと解釈したクレーム21について、このような広いクレーム21は明細書にサポートされておらず、特許法第112条に定める要件に違反しており、したがって、無効であると判断しました⁴⁶⁾。CAFCは、まず、シームレスなDWT処理を行うための方法は1つ (“maintaining updated sums” を用いた方法) しか明細書に開示されていないところ、クレーム1と異なりクレーム21にはこの唯一の方法に係る限定 (“maintaining updated sums”) が記載されていない点を指摘しました⁴⁷⁾。そして、仮にクレーム21におけるシームレスなDWT処理をこの唯一の方法に限定解釈してしまうと、クレーム21の解釈が許されないほどの限定解釈となってしまうとともにクレーム21がクレーム1と重複したものとなってしまうと述べ、結論として、クレーム21はクレーム1に比べてより広いクレーム (“maintaining updated sums” を用い

た唯一の方法だけでなくシームレスなDWT全般を含む広いクレーム) であるとししました⁴⁸⁾。

そして、CAFCは、シームレスなDWT全般を含むクレーム21について、明細書に開示されたこの唯一の方法のみならずシームレスなDWT全般をどのように実現するのかについては明細書にサポートされていないから、特許法第112条違反であり無効であると判断しました⁴⁹⁾。CAFCは、特許法第112条第1パラグラフ⁵⁰⁾によれば、明細書には、当業者が過度な実験をすることなく発明全範囲について製造及び使用することができるような内容、及び、当該発明は発明者が所持していた発明であると当業者に十分に伝えられるような内容が、それぞれ記載されていなければならないことを指摘しました⁵¹⁾。そして、本件では、どのようにしてシームレスなDWT全般を実現するのかという点も、シームレスなDWT全般についての方法を発明していたのかという点も、この唯一の手法 (“maintaining updated sums” を用いた方法) 以外について当業者は明細書からは把握できないであろうとしました⁵²⁾。

したがって、CAFCは、クレーム21等が特許法第112条違反により無効であるとしたワシントン州西地区連邦地方裁判所の判断を支持しました⁵³⁾。

(d) 所感

リザードテック判決では、特許法第112条の定める要件違反であり、したがって、特許無効であるという判断が示されました⁵⁴⁾。米国では、1つの特許に複数のクレームが存在する場合、当該複数のクレームの範囲は原則としてそれぞれ異なるものであろうという考え方 (claim differentiation) が存在します⁵⁵⁾。リザードテック判決においても、クレーム21を解釈する際、クレーム1と対比しながら、解釈を行っています⁵⁶⁾。

興味深い点として、クレームを解釈する際、審査経過における代理人弁護士による主張に加えて審査官による特許許可の理由も参酌した点が挙げられます⁵⁷⁾。米国において、

41) LizardTech・前掲注(34) 1343-1344頁。

42) 同上。

43) 同上。

44) 同上・1344頁。

45) 同上・1343-1344頁。

46) 同上・1343-1347頁。

47) 同上・1344頁。

48) 同上。

49) 同上・1344-1347頁。

50) 現在の特許法第112条第(a)項に対応します。

51) LizardTech・前掲注(34) 1344-1345頁。

52) 同上・1345頁。

53) 同上・1343-1347頁。

54) 同上。

55) 参考文献として、18.03-18A Chisum on Patents § 18.03を参照。

56) LizardTech・前掲注(34) 1343-1347頁。

57) 同上・1344頁。

審査経過に含まれる審査官による特許許可の理由も、クレーム解釈に影響を与える場合があるといえるのではないのでしょうか。

(3) コンピュータプログラムの輸出と特許侵害

(a) 特許法第 271 条第 (f) 項

特許法第 271 条第 (f) 項によれば、特許発明の「構成部品 (component)」を米国から供給して米国外で組み立てられた場合、もしこの組立が米国内で行われていたならば当該組み立てられた製品が特許侵害を構成していた場合には、一定の要件を満たすことにより特許侵害となる場合があります⁵⁸⁾。

【特許法第 271 条第 (f) 項】

(1) *Whoever without authority supplies or causes to be supplied in or from the United States all or a substantial portion of the components of a patented invention, where such components are uncombined in whole or in part, in such manner as to actively induce the combination of such components outside of the United States in a manner that would infringe the patent if such combination occurred within the United States, shall be liable as an infringer.*

(2) *Whoever without authority supplies or causes to be supplied in or from the United States any component of a patented invention that is especially made or especially adapted for use in the invention and not a staple article or commodity of commerce suitable for substantial noninfringing use, where such component is uncombined in whole or in part, knowing that such component is so made or adapted and intending that such component will be combined outside of the United States in a manner that would infringe the patent if such combination occurred within the United States, shall be liable as an infringer.⁵⁹⁾*

この規定をコンピュータプログラムについて考えてみると、たとえばコンピュータプログラムを米国から輸出して米国外でコンピュータにインストールした場合、第 271 条第 (f) 項の規定はどのように適用されるのでしょうか。コンピュータプログラムはそもそも第 271 条第 (f) 項における「構成部品 (component)」に該当するのでしょうか。

ここでは、マイクロソフト対エーティーアンドティー (AT&T) 連邦最高裁判所判決 (以下、マイクロソフト判決)⁶⁰⁾ を取り上げます。連邦最高裁判所 (以下、連邦最高裁) は、本判決において、米国から輸出されたマスターディスクを米国外でコピーして当該コピーしたものからコンピュータにソフトウェアを米国外でインストールした場合、特許法第 271 条第 (f) 項に基づく特許侵害を構成しないと判示しました⁶¹⁾。なお、本稿では、マイクロソフト判決のうち特許法第 271 条第 (f) 項の判断部分のみを取り上げます。

(b) 概要

エーティーアンドティー (以下、AT&T) は、録音された音声をデジタル符号圧縮する装置に係る特許を保有していました。マイクロソフトは、自社で開発したオペレーティングシステム (以下、OS) をマスターディスク又は電子送信の形態で米国から米国外の製造業者に送り、この製造業者は受け取った OS のコピーを米国外で作成し、このコピーから OS をコンピュータに米国外でインストールして、当該コンピュータを販売していました。

これに対して、AT&T は、マイクロソフトによる特許侵害の責任を主張して提訴しました。ニューヨーク州南区連邦地方裁判所も CAFC も、特許法第 271 条第 (f) 項に基づく特許侵害を構成すると判断したため、マイクロソフトは上告しました。

(c) マイクロソフト判決 (連邦最高裁判所, 2007 年)

連邦最高裁は、マイクロソフトによる自社開発 OS の米国外への供給行為について、特許法第 271 条第 (f) 項に基づく侵害には当たらないと結論付けました⁶²⁾。本判決における争点は、ソフトウェアは、いつ、どのような形態で、特許法第 271 条第 (f) 項における「構成部品 (component)」に該当するののかという点、及び、マイクロソフトによる当該 OS の米国からの供給行為が、特許法第 271 条第 (f) 項における「米国から・・・供給」に該当するののかという点です⁶³⁾。

まず、「構成部品 (component)」について、連邦最高裁は、コンピュータにより読み取り可能なソフトウェアコピー (copy) が特許法第 271 条第 (f) 項上の「構成部品 (component)」に該当するとしました⁶⁴⁾。連邦最高裁は、まず、ソフトウェアには、物理媒体から切り離された命令セット (instructions) そのものという抽象的なものと、

58) 特許法第 271 条第 (f) 項。

59) 同上。

60) *Microsoft Corp. v. AT & T Corp.*, 550 U.S. 437 (2007) .

61) 同上。

62) 同上。

63) 同上・447 頁。

64) 同上・447-452 頁。

CD-ROM等の媒体に命令セットが記録されたコピー (copy) という、2つの概念について説明しました⁶⁵⁾。

次に、この2つの概念について、連邦最高裁は、特許法第271条第(f)項における「構成部品 (component)」とは特許発明を形成するために組み合わせられるものであるところ、抽象的なものとしてのソフトウェアは、たとえば設計図のようなものであって、それ自身が組み合わせられるものではなく、CD-ROM等コンピュータにより読み取り可能な媒体に記録されたソフトウェアコピーによってソフトウェアをコンピュータに組み合わせることができると示しました⁶⁶⁾。さらに、連邦最高裁は、議会は「情報、命令、あるいはツールであって、それらの構成部品が簡単に生成されるもの (information, instructions, or tools from which those components readily may be generated)」という表現を特許法第271条第(f)項に含めている訳ではないと、付言しました⁶⁷⁾。

以上により、連邦最高裁は、特許法第271条第(f)項における「構成部品 (component)」に該当するのは、マイクロソフトの自社開発OSそれ自体という抽象的なものではなく、当該OSのコピーであるとししました⁶⁸⁾。

次に、特許法第271条第(f)項における「米国から・・・供給」について、連邦最高裁は、コンピュータに実際にインストールされたOSのコピー自体は、米国外の製造業者により米国外で作成されたものであるから、特許法第271条第(f)項上「構成部品 (component)」に該当する当該OSのコピーは米国外から供給されたとして、「米国から・・・供給」には該当しないとしました⁶⁹⁾。

なお、連邦最高裁は、外国におけるコピーを防ぎたいという点については、外国で特許を取得して行使することにかかっていることを指摘するとともに、特許法第271条第(f)項における「抜け穴 (loophole)」という指摘については、あくまで議会が検討すべき課題であると付言しました⁷⁰⁾。

(d) 所感

本判決は、連邦最高裁がソフトウェアに対する特許法第271条第(f)項の解釈を示したという点⁷¹⁾で、重要なケースです。本判決では、コンピュータにより読み取り可能な

ソフトウェアコピーが特許法第271条第(f)項における「構成部品 (component)」に該当することが示されました⁷²⁾。また、外国での侵害防止については外国における特許の取得及び行使にかかっていると連邦最高裁も本判決で付言しているように⁷³⁾、特許法第271条第(f)項は、米国外で組み立てられた特許製品の「構成部品 (component)」を米国外へ供給する行為について、一定要件の下、侵害の責任を問うことを可能にしているという点において、属地主義 (territoriality) の原則と密接に関わる規定といえるのではないのでしょうか。

4. コンピュータプログラムと著作権法

(1) コンピュータプログラムの形式・種類と著作権

(a) 著作権法第101条及び第102条第(b)項

著作権法第101条には、コンピュータプログラムの定義が明文化されています⁷⁴⁾。

【著作権法第101条 (コンピュータプログラムの定義部分のみを抜粋)】

*A "computer program" is a set of statements or instructions to be used directly or indirectly in a computer in order to bring about a certain result.*⁷⁵⁾

一方、著作権法第102条第(b)項には、「アイデア (idea)」、 「手順 (procedure)」、 「プロセス (process)」、 「システム (system)」等、著作権の保護が及ばないものについて規定されています⁷⁶⁾。

【著作権法第102条第(b)項】

*(b) In no case does copyright protection for an original work of authorship extend to any idea, procedure, process, system, method of operation, concept, principle, or discovery, regardless of the form in which it is described, explained, illustrated, or embodied in such work.*⁷⁷⁾

65) Microsoft・前掲注(60)447-449頁。

66) 同上・449-450頁。

67) 同上・451頁。

68) 同上・451-452頁。

69) 同上・452-454頁。

70) 同上・456-459頁。

71) 同上・447-459頁。

72) 同上・451-452頁。

73) 同上・456頁。

74) 著作権法第101条。

75) 同上 (コンピュータプログラムの定義部分のみを抜粋)。

76) 著作権法第102条第(b)項。

77) 同上。

コンピュータプログラムは、どのような形式や種類であっても、著作権法で保護されるものでしょうか。たとえば、人間では通常解読が困難であるオブジェクトコード形式のコンピュータプログラムも、表現として著作権法で保護されるのでしょうか。また、ユーザが実際に使用する特定の機能（例：文書処理）を実現するアプリケーションプログラムとは異なり、コンピュータの基本的な機能を提供し、アプリケーションプログラムとコンピュータハードウェアの橋渡しの役割をするコンピュータプログラムであるオペレーティングシステム（以下、OS）も、著作権法で保護されるのでしょうか。

本稿では、これらの論点についての考え方を示したアップルコンピュータ対フランクリンコンピュータ第3巡回区連邦控訴裁判所判決（以下、フランクリン判決）⁷⁸⁾を取り上げます。本判決では、コンピュータプログラムが、著作権法第102条第(a)項で列挙されている各カテゴリー⁷⁹⁾のうち「言語著作物 (literary works)」として保護されることを確認するとともに、人間には通常解読が困難であるオブジェクトコードもソースコードと同様に保護されること、OSもアプリケーションプログラムと区別されることなく著作権として保護されること等が、それぞれ示されました⁸⁰⁾。なお、本稿では、オブジェクトコードとOSそれぞれについての著作権保護の判断部分のみを取り上げます。

(b) 概要

フランクリンコンピュータ（以下、フランクリン）は、アップルコンピュータ（以下、アップル）が製造・販売するコンピュータのOSをコピーし、アップル互換のコンピュータを製造・販売していました。そのため、アップルがフランクリンに対して著作権侵害等を主張して提訴し、暫定的差止め命令 (preliminary injunction) の申立てを行いました。そして、ペンシルヴァニア州東部地区連邦地方裁判所は当該申立てを退けたため、アップルは控訴しました。

(c) フランクリン判決(第3巡回区連邦控訴裁判所, 1983年)

オブジェクトコードに対する著作権保護について、第3巡回区連邦控訴裁判所は、人間には通常解読が困難である

オブジェクトコードもソースコードと同様に著作権として保護されるとしました⁸¹⁾。第3巡回区連邦控訴裁判所は、オブジェクトコードとソースコードを区別するような根拠条文は見当たらないこと、立法経過を見てもコンピュータプログラムは著作権法第102条第(a)項における「言語著作物 (literary works)」として保護されるものであること、著作権法で定義されるコンピュータプログラムとは、コンピュータに直接的または間接的に使用されることによってある特定の結果をもたらすような文又は命令セット（第101条）であるところ、オブジェクトコードはコンピュータによって直接使用されうるものであること、「言語著作物 (literary works)」には、文字だけでなく、数字、他の数的記号又は印で表現されたものも含まれること等を、それぞれ示しました⁸²⁾。

したがって、第3巡回区連邦控訴裁判所の判断によれば、コンピュータプログラムは、その形式がオブジェクトコードであれソースコードであれ、著作権法第102条第(a)項に列挙されているカテゴリーの1つである「言語著作物 (literary works)」として、著作権法上保護されるものとなりました⁸³⁾。

次に、OSについて、フランクリンは、著作権法第102条(b)で保護対象外として規定されている「プロセス (process)」、 「システム (system)」、操作方法 (「method of operation」)のいずれかにOSは該当する等の理由により、OSは著作権法で保護されるものではないと主張しましたが、第3巡回区連邦控訴裁判所は、OSも著作権法上保護されるコンピュータプログラムであると結論付けました⁸⁴⁾。第3巡回区連邦控訴裁判所によれば、著作権法第101条に定められたコンピュータプログラムの定義規定ではアプリケーションプログラムもOSも区別されていない点が最も説得力がある等とし、過去の判決を引用しながら、コンピュータプログラムの種類に関係なく、OSはアプリケーションプログラムと区別されることなく著作権法上保護されるものとなりました⁸⁵⁾。なお、フランクリンは、アイデア・表現二分法の考えに基づいてOSが著作権法で保護されるものではないとも主張しましたが、第3巡回区連邦控訴裁判所は、当該主張は説得力のないものである等として退けました⁸⁶⁾。

78) Apple Computer, Inc. v. Franklin Computer Corp., 714 F.2d 1240 (3d Cir. 1983) .

79) 著作権法第102条第(a)項に列挙されている著作物のカテゴリーとしては、①言語著作物 (literary works)、②音楽著作物 (付されている歌詞も含む) (musical works, including any accompanying words)、③演劇著作物 (付されている音楽も含む) (dramatic works, including any accompanying music)、④パントマイム及び舞踏著作物 (pantomimes and choreographic works)、⑤絵画、グラフィック、及び彫刻著作物 (pictorial, graphic, and sculptural works)、⑥映画及び他の視聴覚著作物 (motion pictures and other audiovisual works)、⑦録音物 (sound recordings)、及び⑧建築著作物 (architectural works) があります。

80) Franklin・前掲注(78)。

81) 同上・1246-1249頁。

82) 同上。

83) 同上。

84) 同上・1249-1254頁。

85) 同上。

86) 同上・1252-1254頁。

(d) 所感

1980年の著作権法改正では、コンピュータプログラムの定義規定が著作権法第101条に明文化される等、コンピュータプログラムに対応した法改正が行われました⁸⁷⁾。人間が通常解読できないようなオブジェクトコードまで果たして表現として著作権保護されるのか等の問題がありましたが、本判決がこれらの問題に対する考え方を示しており、重要なケースといえるでしょう。本判決では、コンピュータの形式（オブジェクトコード、ソースコード）や種類（OS、アプリケーションプログラム）によって著作権保護は区別されないということが示されており⁸⁸⁾、興味深いところです。

(2) コンピュータプログラムの非言語的要素と著作権侵害

(a) コンピュータプログラムの非言語的要素

フランクリン判決にも見られるように、コンピュータプログラムのコード表現自体は保護されますが、それでは一体どの程度までコンピュータプログラムは著作権法上保護されるのでしょうか。ウェラン対ジャスロー第3巡回区連邦控訴裁判所判決（以下、ウェラン判決）では、コンピュータプログラムの目的や機能は保護されないアイデアであるがそれ以外は保護される表現であるとするアイデアと表現の区分方法を示すとともに、コンピュータプログラムのコード表現だけでなくその構造（structure）、シーケンス（sequence）、構成（organization）という非言語的要素（non-literal elements）も、表現として著作権法上保護することを示しました⁸⁹⁾。

本稿では、ウェラン判決後の重要判決の1つである、コンピュータアソシエイツ対アルタイ判決（以下、アルタイ判決）⁹⁰⁾を取り上げます⁹¹⁾。アルタイ判決では、コンピュータプログラムの目的や機能は保護されないアイデアであるもののそれ以外は表現として保護されうるとしたウェラン判決の手法を問題視するとともに、著作権侵害立証のための要素の1つである実質的類似性⁹²⁾の判断方法として、3ステップテスト（①「抽象化（abstraction）」、②「除外（filtration）」、③「対比（comparison）」）を示しました⁹³⁾。

なお、本稿では、問題となっているコンピュータプログラム（OSCAR3.5）の実質的類似性についての判断部分のみを抜粋して取り上げます。

(b) 概要

コンピュータアソシエイツ（以下、CA）は、ジョブスケジュールプログラムを開発しました。このジョブスケジュールプログラムには、様々なOSに対応するためのサブプログラム（ADAPTER）も含まれていました。

他方、アルタイも、ジョブスケジュールプログラムを開発しましたが、MVSというOSに未対応であったため、共通インタフェースであるOSCAR3.4というコンピュータプログラムも開発しました。このOSCAR3.4を開発したアルタイの従業員（CAの元従業員）は、CAを退職する際、CAとの契約に反してADAPTERのソースコードを持ち出し、このADAPTERのソースコードを利用してOSCAR3.4を開発しましたが、アルタイの他の従業員はそれを知りませんでした。後日、この事実を知ったアルタイは、OSCAR3.4の開発に関わっていないプログラマを用意してコンピュータプログラムを全面的に書き直し、OSCAR3.5を新たに開発しました。そして、OSCAR3.4の購入者に対し、OSCAR3.5への無料アップグレードの対応もしました。

これに対して、原告CAは、OSCAR3.4だけでなくOSCAR3.5もADAPTERに実質的に類似する等として著作権侵害等を主張して提訴しました。しかしながら、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所がOSCAR3.5についてはその実質的類似性を否定して著作権非侵害等としたため、CAは控訴しました。

(c) アルタイ判決（第2巡回区連邦控訴裁判所、1992年）

CAは、アルタイがコードを書き換えたもののOSCAR3.5は依然としてADAPTERのコンピュータプログラム構造と実質的に類似していると主張しましたが、第2巡回区連邦控訴裁判所は、OSCAR3.5のADAPTERに対する実質的類似性を否定したニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所の判断を支持しました⁹⁴⁾。

本判決において、第2巡回区連邦控訴裁判所は、ウェラ

87) Act of Dec. 12, 1980, Pub. L. 96-517, Sec. 10, 94 Stat. 3015, 3028.

88) Franklin・前掲注(78) 1246-1254頁。

89) Whelan Associates, Inc. v. Jaslow Dental Lab., Inc., 797 F.2d 1222 (3d Cir. 1986) .

90) Computer Associates Int'l, Inc. v. Altai, Inc., 982 F.2d 693 (2d Cir. 1992) .

91) たとえばGates Rubber Co. v. Bando Chem. Indus., Ltd., 9 F.3d 823 (10th Cir. 1993) というように、アルタイ判決以外にも知られている関連判決は存在しますが、紙面の都合上、本稿ではアルタイ判決のみを取り上げます。

92) 著作権侵害の実体的要件として、①原告が著作物に対する著作権を保有していること、②被告が当該著作物をコピーしたことを、それぞれ主張及び立証する必要がある、この2つ目の要件については、原告の著作物を利用して被告の作品が作られたのかという点が問題になるとともに、被告の作品が原告の著作物と実質的に類似するかという点（実質的類似性）も問題となります。参考文献として、山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識』192頁（太田出版、第2版、2008）や4-13 Nimmer on Copyright § 13.01を参照。

93) Altai・前掲注(90) 701-715頁。

94) 同上・712-715頁。

ン判決で示されたコンピュータプログラムにおけるアイデアと表現の区別方法を問題視するとともに、OSCAR3.5とADPATERの実質的類似性の判断手法として3ステップテスト(①抽象化(abstraction)、②除外(filtration)、③対比(comparison))を示しました⁹⁵⁾。

この3ステップテストにおける第1のステップ「抽象化(abstraction)」について、第2巡回区連邦控訴裁判所は、リバースエンジニアリングと同様に、コンピュータプログラムの構造を分析し、各レベルの抽象化を取り出すこととし、このプロセスはコードに始まりコンピュータプログラムの究極的機能の明確な表現で終わるとしました⁹⁶⁾。そして、第2巡回区連邦控訴裁判所は、この手順の説明として、低レベルの抽象化では、コンピュータプログラムをモジュールの階層で構成された命令セットとして捉え、高レベルの抽象化では、低レベルのモジュールで構成された当該命令セットを当該モジュールの機能(function)という概念的なものに置き換え、さらに高レベルの抽象化を行い、そして最終的には、当該コンピュータプログラムの究極的な機能のみが残されることとなるということを示しました⁹⁷⁾。

次に、第2のステップ「除外(filtration)」について、第2巡回区連邦控訴裁判所は、第1のステップで抽象化された各抽象化レベルにおけるコンピュータプログラムの構造要素についてアイデアといった非保護部分が含まれていないか検討し、非保護部分はこのステップで除外するとしました⁹⁸⁾。非保護部分としては、効率性により求められる要素、外部的要因により求められる要素(規格や互換性等)、パブリックドメインに属する要素が、それぞれ示されました⁹⁹⁾。

そして、第3のステップ「対比(comparison)」について、第2巡回区連邦控訴裁判所は、第2のステップにより残った部分が著作権保護可能な表現の中核であり、このうちいずれかの部分を被告がコピーしたか否か検討するとともに、当該被告にコピーされた部分についての原告のコンピュータプログラム全体における相対的な重要性を評価することにも焦点を置きながら、実質的類似性を判断するものとなりました¹⁰⁰⁾。

なお、第2巡回区連邦控訴裁判所は、実質的類似性の判断は基本的に素人の観察者(lay observers)に基づくものであるものの、コンピュータプログラムにおける実質的類似性の判断の場合は、裁判官であっても陪審員であってもコンピュータプログラムの理解が難しいようであり、専門家の意見を活用することも妨げないとししました¹⁰¹⁾。

最終的に、第2巡回区連邦控訴裁判所は、OSCAR3.5の実質的類似性を否定したニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所の判断を支持しました¹⁰²⁾。

(d) 所感

アルタイ判決は、ウェラン判決で示されたコンピュータプログラムのアイデアと表現の区別方法を問題視するとともに、コンピュータプログラムの実質的類似性の判断として3ステップテストという具体的な手法を示しており¹⁰³⁾、重要な判決といえるでしょう。第2巡回区連邦控訴裁判所は、本判決の3ステップテストにおける第2のステップ「除外(filtration)」において、効率性により求められる要素、規格や互換性等外部的要因により求められる要素、既にパブリックドメインに属する要素は、非保護部分として除外されるとしました¹⁰⁴⁾。これらの要素は通常コンピュータプログラムのコードの一部含まれていると考えられますが、本判決によれば、これらの要素は非保護部分として取り扱われることが示されました¹⁰⁵⁾。また、実質的類似性の判断において、コンピュータプログラムの性質(理解の困難度)を考慮して専門家の意見を取り入れることを許容している点¹⁰⁶⁾も、興味深いところです。

(3) リバースエンジニアリングとフェアユース

(a) リバースエンジニアリングにおけるコンピュータプログラムの中間コピーとフェアユース

コンピュータプログラムを取り巻く法的問題の1つに、リバースエンジニアリングがあります。このリバースエンジニアリングに対し、米国では、著作権法第107条で規定されたフェアユースの成立により著作権侵害には当たらないとする場合があります¹⁰⁷⁾。

95) Altai・前掲注(90)701-715頁。

96) 同上・706-707頁。

97) 同上。

98) 同上・707-710頁。

99) 同上。

100) 同上・710-711頁。

101) 同上・712-714頁。

102) 同上・712-715頁。

103) 同上・701-715頁。

104) 同上・707-710頁。

105) 同上。

106) 同上・712-714頁。

107) フェアユースは判例を通じて確立され、明文化された法理です。参考文献として、4-13 Nimmer on Copyright § 13.05を参照。

【著作権法第107条】

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include-

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;*
- (2) the nature of the copyrighted work;*
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and*
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.*

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.¹⁰⁸⁾

ここでは、リバースエンジニアリングの過程で発生したコンピュータプログラムの中間コピー (intermediate copying) についてフェアユースの抗弁を認めた、ソニーコンピュータエンタテインメント対コネクティクス判決(以下、コネクティクス判決)¹⁰⁹⁾を取り上げます。なお、本稿では、フェアユース成立の判断部分のみを取り上げます。

(b) 概要

コネクティクスは、ソニーの家庭ゲーム機用ソフトウェアをコンピュータ上でも動作できるようにするためのエミュレータプログラム(以下、エミュレータ)を販売していました。このエミュレータ自体にはソニーの著作物は含まれていませんでしたが、エミュレータ開発時におけるリバースエンジニアリングの過程で、ソニーのゲーム機がどのように動作しているのか把握するために、コネクティク

スはソニーの著作物であるBIOSプログラム(以下、BIOS)¹¹⁰⁾を繰り返しコピーしていました。これに対して、ソニーは、著作権侵害等を主張して暫定的差止命令 (preliminary injunction) の申立てを行い、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は当該申立てを認めたため、コネクティクスは控訴しました。

(c) コネクティクス判決(第9巡回区連邦控訴裁判所, 2000年)

第9巡回区連邦控訴裁判所は、リバースエンジニアリングの過程で発生したコネクティクスによるソニーのBIOSに対する中間コピーについて、フェアユースの成立を認めました¹¹¹⁾。第9巡回区連邦控訴裁判所によれば、たとえ最終製品が相手の著作物を含んでいなくとも中間コピーが著作権侵害を構成することはありうるとする一方、相手のソフトウェア自体の機能的要素 (functional elements of the software itself) へのアクセスを得るためにこの中間コピーが必要 (necessary) であった場合には、当該中間コピーがフェアユースとして認められる場合があるとしました¹¹²⁾。そして、本件について、著作権法第107条の定めるフェアユースの4要素を総合的に考慮した結果、第9巡回区連邦控訴裁判所は、フェアユースの成立を認めました¹¹³⁾。

まず、フェアユースの要素「著作物の性質 (nature of the copyrighted work)」について、第9巡回区連邦控訴裁判所は、ソニーの著作物であるBIOSは著作権として保護されない機能的要素 (functional elements) も含んでおり、これらの機能に関する技術情報は公に利用可能とはなっておらず、コネクティクスがこれらの機能的要素にアクセスするためにはリバースエンジニアリングが必要 (necessary) であったとして、この要素についてコネクティクス有利と判断しました¹¹⁴⁾。

次に、フェアユースの要素「利用された(著作物の)量及び本質性 (amount and substantiality of the portion used)」について、第9巡回区連邦控訴裁判所は、コネクティクスがソニーのBIOS全体を何度もコピーしたことから、この要素についてコネクティクス不利としました¹¹⁵⁾。ただし、第9巡回区連邦控訴裁判所は、コネクティクスの最終製品(エミュレータ)には侵害部分が何ら含まれていないことから、本件においてこの要素は重要ではないとしました¹¹⁶⁾。

また、フェアユースの要素「(著作物)利用の目的及び性

108) 著作権法第107条。

109) Sony Computer Entm't, Inc. v. Connectix Corp., 203 F.3d 596 (9th Cir. 2000) .

110) BIOSとは、コンピュータにおける基本的な入出力を制御するコンピュータプログラムです。

111) Connectix・前掲注(109) 602-608頁。

112) 同上・602-603頁。

113) 同上・602-608頁。

114) 同上・603-605頁。

115) 同上・605-606頁。

116) 同上・606頁。

格 (purpose and character of the use)」について、第9巡回区連邦控訴裁判所は、コネクティクスの製品(エミュレータ)は、パーソナルコンピュータという新しいプラットフォームを創出しており、全く新しい製品であって、トランスフォーマティブ (transformative) なものであるから、コネクティクスによるソニーのBIOSに対する中間コピーは商業的利用であるものの間接的又は派生的なものでしかなく、全体としてこの要素はコネクティクス有利であるとしました¹¹⁷⁾。

そして、フェアユースの要素「(著作物の) 利用による潜在市場への影響 (effect of the use upon the potential market)」について、第9巡回区連邦控訴裁判所は、コネクティクスのエミュレータによってソニーが多少の経済的損失を被るかも知れないものの、当該エミュレータはトランスフォーマティブ (transformative) なものであって単にソニー製品の代替品ではなく、市場における合法的な競争相手にあることから、この要素もコネクティクス有利としました¹¹⁸⁾。

以上により、第9巡回区連邦控訴裁判所は、これら4要素の検討結果を総合的に考慮し、コネクティクスによるソニーのBIOSに対する中間コピーについて、フェアユースの成立を認めました¹¹⁹⁾。

(d) 所感

リパースエンジニアリングの過程で発生したコンピュータプログラムの中間コピーについて、フェアユースの4要素を総合的に考慮し、当該中間コピーについてフェアユースの成立を示したという点¹²⁰⁾で、重要なケースといえるでしょう。また、本判決では、フェアユースの判断において、コネクティクスのエミュレータがトランスフォーマティブなものであったことが、フェアユース成立とする判断根拠の1つとして取り上げられており¹²¹⁾、興味深いところです。

5. おわりに

本稿では、米国におけるコンピュータプログラムの法的保護について、特許法と著作権法に関する判決を中心にその内容をトピック的に紹介しました。本稿で取り上げた各判決の論理構成、結論、法制度の在り方等、読者の皆様はどのようにお考えになるでしょうか。米国における特許法や著作権法によるコンピュータプログラムの保護範囲が適切であるのか等について、議論の余地があるのかも知れません。また、本稿では取り上げておりませんが、特許法

や著作権法以外にも、ランダム法に基づく商標保護、トレードシークレット法に基づく保護、契約 (contract) に基づく保護等、重要な法的保護手段が様々な存在することにも留意する必要があります。米国におけるコンピュータプログラムの法的保護について、本稿が少しでもその理解の一助となれば幸甚です。

米国では、たとえば工学博士号を有する研究者出身の特許弁護士というように、技術と法律両方のスキルを備えたプロフェッショナルが、知財の分野で数多く活躍しています。このようにプロフェッショナルとして活躍するためには、コミュニケーション能力、マネジメント能力、語学力等、社会人として求められるスキルも当然に必要であることは言うまでもありません。知財の分野で求められるスキルは非常に高いものがあり、全てを兼ね備えるのは非常に大変なことです。スキルアップ方法を戦略的に考えたうえで、最終的には各人が真摯に努力を積み重ねて経験を積んでいくことでしか、これらのスキルは習得できないのだと感じます。本稿が、読者の皆様に少しでもスキルアップの一助となれば光栄です。

最後になりましたが、執筆の機会を与えていただきました特技懇編集委員会の皆様に、心から感謝申し上げます。また、本稿を執筆するにあたり、多くの方々から貴重な御意見を賜りました。特に、大山栄成審査官、古川裕実弁護士、古庄俊哉弁護士からは、初稿の段階から貴重かつ詳細な御助言及び御感想を頂きました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

profile

田内 幸治 (たうち こうじ)

平成15年4月 特許庁入庁 (特許審査第四部インターフェイス (情報転送))

平成18年4月 特許審査第四部インターフェイス (転送制御)

平成18年7月 審査官昇任

平成20年10月 総務部企画調査課

平成21年10月 特許審査第四部電子商取引 (現職)

平成23年7月よりワシントン大学に留学中

(ワシントン大学ロースクール修士課程 (LL.M. in Intellectual Property Law and Policy) 修了後、現在、ワシントン大学ロースクール客員研究員)

117) Connectix・前掲注(109) 606-607頁。

118) 同上・607-608頁。

119) 同上・602-608頁。

120) 同上。

121) 同上・606-607頁。